

第170回東北地方交通審議会
船員部会議事要録

令和4年12月23日
東北地方交通審議会
船員部会事務局

東北地方交通審議会 第170回船員部会

日 時 令和4年12月23日(金) 13:30~

場 所 仙台第4合同庁舎 4階会議室

出席者 公益委員 : 高橋(真)部会長、増田部会長代理

豊田委員、鈴木委員

労働者委員 : 鈴木委員、高橋(雅)委員、奈良委員

使用者委員 : 増富委員、平岡委員、村上委員(欠席)

運輸局 : 佐藤海事振興部長、今泉海事振興部次長

菊地船員労働環境・海技資格課長

上村船員労政課長、鈴木専門官、鈴木労政係長

1. 開 会

2. 議 題

(1) 審議事項

船員に関する特定最低賃金(東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、東北海上旅客運送業最低賃金、東北漁業(沖合底びき網)最低賃金及び東北漁業(大中型まき網)最低賃金)の改正について

(2) 管内の雇用等の状況について

(3) 情報提供について

(4) その他

3. 閉 会

(資料)

資料1 船員に関する特定最低賃金(東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、東北海上旅客運送業最低賃金、東北漁業(沖合底びき網)最低賃金及び東北漁業(大中型まき網)最低賃金)の改正について

資料2 船員職業安定業務取扱状況説明資料(10月分)

資料3 新規求人・求職数(東北管内:3年対比)

- 資料 4 有効求人・求職数（東北管内：3年対比）
- 資料 5 新規求人・求職数（全国）
- 資料 6 有効求人・求職数（全国）
- 資料 7 有効求人倍率（東北管内）
- 資料 8 有効求人倍率（全国）
- 資料 9 最低賃金改正スケジュール
- 資料 10 令和4年度（第66回）船員労働衛生月間の活動状況について

◎開 会

【今泉海事振興部次長】

〔第170回船員部会の成立状況について報告〕

〔配付資料確認〕

◎議 事

【高橋部会長】

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元にあります議事次第の「議題（1）審議事項」の「船員に関する特定最低賃金（東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、東北海上旅客運送業最低賃金、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金）の改正について」、各専門部の部会長から資料1の審議結果について報告をお願いします。

初めに、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会と東北漁業（沖合底びき網）最低賃金専門部会の部会長を務められました増田専門部会長から報告をお願いします。

【増田部会長代理】

東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会と東北漁業（沖合底びき

網) 最低賃金専門部会については、私が専門部会の部会長を務めましたので、私から報告をします。

まず、内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会を令和4年11月14日と12月12日の2回にわたって開催しました。

その結果、資料1の1に記載のとおり、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金(平成15年東北運輸局最低賃金公示第2号)については、適用する船員に係る最低賃金の職員(船長を含む)が、25万1,350円を1,100円アップして25万2,450円に、ただし書についている職員については23万4,900円を1,100円アップして23万6,000円に、部員については19万2,250円を1,100円アップし19万3,350円に、ただし書がある海上経歴3年未満の部員については18万3,100円を1,100円アップし18万4,200円に、それぞれ改定することが適当であるということで合意を得ました。

続きまして、東北漁業(沖合底びき網)最低賃金専門部会については、令和4年11月29日と12月19日の2回にわたって開催されています。

その結果、資料の1の3に記載のとおり、東北漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成15年東北運輸局最低賃金公示第4号)については、適用する船員に係る最低賃金額を20万2,700円を2,000円アップし20万4,700円に改定することが適当であるということで合意をいたしました。

以上、内航鋼船・木造船と東北漁業の沖合底びき網についてご報告いたします。以上です。

【高橋部会長】

ありがとうございます。

続きまして、東北海上旅客運送業最低賃金専門部会と東北漁業(大中型まき網)最低賃金専門部会については、私が専門部会の部会長を務めましたので、私から報告をします。

まず、東北海上旅客運送業と東北漁業、2業種についての報告をします。

東北海上旅客運送業最低賃金専門部会は、令和4年11月30日と12月16日の2回にわたり開催されました。

その結果、資料1の(2)に記載のとおり、東北海上旅客運送業最低賃金(平

成15年東北運輸局最低賃金公示第3号)については、適用する船員に係る最低賃金額の職員(船長を含む)24万5,700円を1,100円アップして24万6,800円に、部員18万3,800円を1,100円アップし18万4,900円にそれぞれ改正することが適当であるということで合意しました。

次に、東北漁業(大中型まき網)最低賃金専門部会は、令和4年11月21日と12月14日の2回にわたり開催されました。

その結果、資料1の(4)に記載のとおり、東北漁業(大中型まき網)最低賃金(平成15年東北運輸局最低賃金公示第5号)については、適用する船員に係る最低賃金額20万2,850円を1,250円アップして20万4,100円に、青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する2そうまき・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員については18万9,150円を1,100円アップして19万250円に、それぞれ改正することが適当であるということで合意を得ました。

最低賃金専門部会での審議結果は以上のとおりになります。

ただいま各専門部会の審議結果について報告がありました。また、報告しましたが、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

ないようですので、4業種とも了承いただいたということで、審議結果を資料1のとおり、船員部会の決議として東北地方交通審議会会長へ報告することといたします。

続きまして、事務局より今後のスケジュールについて説明をお願いします。

【今泉海事振興部次長】

〔資料9最低賃金改正スケジュールについて説明〕

【高橋部会長】

ただいまの報告内容について、何かご質問等ありますか。

ないようですので、ご了承いただいたものといたします。

それでは、次に、「議題(2)管内の雇用等の状況について」、事務局から資料の説明をお願いします。

〔上村船員労政課長から資料２～８に基づき説明〕

【高橋部会長】

ただいまの報告内容について、何かご意見、ご質問ありますか。

ないようですので、ご了承いただいたものとします。

では、続きまして、「議題（３）情報提供」に入ります。

委員の皆様から情報提供をお願いします。労働者委員からお願いします。

【高橋（雅）労働者委員】

先ほど最賃の件で報告がありましたけれども、中国の内航鋼船・木船運航業の最低賃金が、12月19日確認されまして、職員A・B、はしけ長、部員A・Bとも全て1,000円の増額、職員Aで25万3,500円、職員Bが23万6,950円、はしけ長が25万3,500円、部員Aが19万4,900円、部員Bが18万5,500円という金額が確認されております。

それから、主に遠洋船に乗られている外国人の賃金ですが、大幅に改定されまして、1月1日から実施されますが、経験1年以上の船員は、日本円で13万円という金額になります。制度的には、漁船マルシップという日本人と外国人を混乗して漁船が操業してありますが、それに乗っている外国人の方、遠洋マグロ、近海マグロ、海外まき網とありますけれども、合わせると約4,000人の方がこの対象になります。

あともう一点、皆さんにお配りしましたが、先月11月1日、2日と千葉県で開催されました、海員組合の全国定期大会で審議されて決定された今年度の活動方針書ですので、参考にさせていただければと思います。

以上です。

【高橋部会長】

ありがとうございました。

奈良委員からお願いします。

【奈良労働者委員】

小名浜のサンマ漁船の状況ですが、8月20日から出漁しておりましたが12月15日で、今年の漁を切り上げております。

以上です。

【高橋部会長】

それでは、甲斐委員からお願いします。

【甲斐労働者委員】

八戸港の水揚げ状況ですが、今年の1月から11月まで期間で、前年の同時期34%減となっております。漁業種別では、主に沖合底びき網漁船が36%増でしたが、イカ釣り漁船が22%減、大中型まき網漁船が55%減ということで、まき網のイワシとかサバの漁獲量が大きく減少したことが全体の減少につながったという結果になっております。

以上です。

【高橋部会長】

ありがとうございました。

それでは、使用者委員お願いいたします。

増富委員からお願いします。

【増富使用者委員】

国土交通省の有識者委員会は、昨日、北海道知床沖の観光船事故を受けた安全対策をとりまとめました。安全対策は、中間取りまとめ以降の追加策も含めて66項目あり、主な設備面の安全対策については、改良型救命いかだの搭載義務化、船舶版ドライブレコーダー義務化、業務用無線か衛星電話を配備となっております。

今後、有識者委員会は、さらなる対策の必要性を検討するために、来年も議論を続けていくようです。

以上です。

【高橋部会長】

ありがとうございました。

それでは、平岡委員からお願いします。

【平岡使用者委員】

海技教育機構は、唐津海上技術学校を2024年4月に航海専科の海上技術短期大学校へ体制変更することを明らかにしました。2021年4月には小樽海上技術学校を航海専科の海上技術短期大学校へ体制変更しており、機関部の船員を育成する教育機関が減少し、機関部の船員不足に拍車がかかることが懸念されます。

以上です。

【高橋部会長】

ありがとうございました。

そのほかございますか。

それでは、ないようですので、「議題（3）その他」に入ります。

事務局から資料10の令和4年度（第66回）船員労働衛生月間の活動状況について説明をお願いします。

【菊地海技資格課長】

〔資料10の令和4年度（第66回）船員労働安全衛生月間の活動状況について説明〕

【高橋部会長】

ただいまの報告内容について、何かご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。

【増田部会長代理】

質問よろしいですか。

【高橋部会長】

はい、どうぞ。

【増田部会長代理】

この図表のところに、仙塩地区で延べ8日間36隻ということですが、これ36隻というのは、全体としてどれぐらいの比率になるのでしょうか。

【菊地海技資格課長】

8日間で船、港のほうに行きまして、基本的にはその日にいた船に対して訪船しておりますので、どうしても多い日、少ない日ございますけれども、訪船可能な については訪船させていただいております。

【高橋部会長】

よろしいですか。

【増田部会長代理】

はい。

【高橋部会長】

そのほかございますか。

それではないようですので、次に、「ウェブによる海技者セミナー」の開催について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

〔事務局鈴木からめざせ！海技者セミナー in 仙台の開催状況について報告〕

【高橋部会長】

ただいまの報告内容について、何かご質問ございますか。

【奈良労働者委員】

質問よろしいですか。

【高橋部会長】

はい、どうぞ。

【奈良労働者委員】

ここに記載されている学校はウェブで参加されていると思いますが、それ以外の学校も参加されたのでしょうか。

【事務局】

あくまでこの2校のみの参加でした。

【奈良労働者委員】

はい、分かりました。

【鈴木公益委員】

よろしいですか。

【高橋部会長】

はい、どうぞ。

【鈴木公益委員】

宮古海上技術短期大学校の鈴木です。

今年度は、1年生に対して、7月にも対面でこういったセミナーの機会を設定いただいた上に、12月にも開催いただきまして本当にありがとうございました。

本校1年生は、来年の4月からは9か月間の乗船実習で学校にはいなくなりま
す。ですから、この在学中の1年生は4月から1年の間で自分の進路を決めるこ
とになりますので、学校としましても、正直言いますと、実は他の地域のセミナ
ーにもウェブで参加できるときには積極的に参加をして、ミスマッチ防止に向け
て、いろいろ船社さんのお話を聞く機会を設けております。そういった意味で、
今回セミナーへの参加について2回も機会をつくっていただいたのは本当にあり

がたいことでした。

それから、先ほどお話がありましたとおり、我々の機構の学校ですが、唐津の学校も短大化ということで、今度、唐津の学校も、来年度から募集活動に入りまして、入試も行いまして、新たに航海専科の学校に変わりますが、現在行っている入学試験の募集状況、正直言いますと、あまり芳しくない状況です。今年度も本校においてもこれまでの試験の結果では定員の充足が7割ぐらいで、残りまだ試験の回数は2回、3回と残ってはいるというものの、少し心配だなという状況です。

【高橋部会長】

ありがとうございました。

そのほか何かございますか。

【甲斐労働者委員】

1点よろしいですか。

【高橋部会長】

はい。

【甲斐労働者委員】

質問ですが、国土交通省の海事局船員政策課長から職業転換給付金の支給という通達文書が届いております。この通達文書に内容は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法を一部改正する省令の施行というものです。

具体的には、イカ釣り漁業において、排他的経済水域における外国漁船の操業により経営維持が著しく困難となっている会社、このような状況において減船が実施されまして、これに伴い離職者が生じる見込みであることから、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法を改正し、漁業離職者対策を実施するという内容で、離職された方には職業転換給付金を支給しますよという内容ですが、私もいろいろ調べているのですが分からないところが多くて、どのような船舶が対象となっていて、どのような乗組員にこの職業転換給付金が支給されるのか、

その辺の細目について教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【高橋部会長】

ただ今の質問、分かりますか。

【事務局】

その件について、背景としては、先ほど甲斐委員が発言したように、水産庁が中型イカ釣り漁船を何隻か減船しますということを決めたのですが、その決めた日付というのが今年の12月1日で減船をすると決めました。それを受けて、離職者が発生しますので、その離職者対策として、国交省では、その転換給付金を対象者に支給する措置として、減船実施日、12月1日から遡って1年以上継続して雇用されていた船員または過去2年間において各年6か月以上雇用されていた船員が対象になるということと、船員だけではなくて、経営者自体も船員になることを希望するのであれば対象となるということが大まかな制度です。

甲斐委員が発言されたのは、今年の12月1日で減船と決めたのですが、ほとんどの事業者は去年にもう船をやめており、1年前に船員さんが下船されているので、今年の12月1日から遡って1年間継続雇用とはならないため対象外になる。対象になるのは誰かというとならぬと経営者しかいないということで、その辺が少しおかしいのではないかとということです。

【高橋部会長】

ああ、なるほどね。

救済と言いながら、救済すべき対象者がその中にはいないと。

【事務局】

そうです。

【高橋部会長】

だから、救済というのは名目でしかないでしょうっていう話。

この制度は、北海道から沖縄までの、いわゆる日本全国に適用となりますか。

【事務局】

対象は全国ですけれども全体の隻数としては8隻ぐらいかと思います。

【高橋部会長】

そうすると、水産庁が決定したことと、国交省が給付金を出すっていうことにタイムラグが存在するのと、実態に合うか合わないかを考えないで政策決定して行っていると理解していいですか。

【事務局】

はい、そうなりますけれども。

一義的には水産庁が決定することを受けて、水産庁が減船する事業者に対して補償金を出すわけですね。その中に、その漁業者自身の補償金もあれば、雇っていた船員に対する何らかの補償金も含まれていると思うのですけれども、その中身がどのようになっているのか、どのように支払われるかについては分かりませんが、国交省ではそれにプラスして、強制的に減船で離職した船員については転換給付金という制度で救済しましょうという制度なのですが、今回活用する制度の対象船員がないということになっている。

【高橋部会長】

そうすると、1年遡っただけでは駄目で、その対象の期間自体をもっと延長しなければいけない話なのかとか、その他にも問題が出ているので、そこは調べてほしいという質問の内容ですよね。

【甲斐労働者委員】

減船された隻数ってというのは、8隻なのですが、そのほとんどが、実態からいうと、去年の12月から今年の1月にかけて減船しているわけです。そこから船が止まっているのに今年の12月1日から職業転換給付金を払いますよっていう話をされても、対象者はだれですかっていう話になりますけれども。

【高橋（雅）労働者委員】

国際減船の時は、離職者手帳が発給されますので、その有効期間が3年間で、給付自体は2年間です。今回の場合もそれが活用されれば、1年前に離職された方が今どこかで就職されていたとしても、もし何かの都合で離職した場合、それが今度活用できるということになりますので、そういった制度設計であればいいのですが、今回の場合はどうなのかということですね。

【高橋部会長】

そうすると、離職対象であることが把握されていれば、今カバーできなくても、その手帳さえ持っていれば、いつ辞めても、対象者であることが確認できるから、給付もスムーズに行くってということですか。

【高橋（雅）労働者委員】

はい。だから、1年過ぎているから、あと2年あるってということですね。

【高橋部会長】

はい。そこをやったか、やっていないかということもあるのですね。

【高橋（雅）労働者委員】

はい。

【増田部会長代理】

離職対象になるのは、強制的に操業をやめてくださいとなった場合に対象になるということですか。

【甲斐労働者委員】

違います。船主さんが手を挙げた場合も対象となります。

【増田部会長代理】

そうすると私はやめますというふうには言えばそれは対象になるということですか。

【高橋（雅）労働者委員】

ただ、予算ありますから、この業界でまとめた隻数の中で決めるのでしょうかから、甲斐委員が発言したように、制度の中身的なところを確認していただければ。

【事務局】

今の現状では全く対象になりません。減船という話は、去年の今頃に減船という話がありましたけども水産庁では動きがなかった。でも、事業者のほうではやめる方々が手を挙げていましたので、業界団体でまとまっていたので、それで水産庁は認めてくれるという読みがあったのでしょうかけれども、水産庁はそれを認めなかった。

【高橋部会長】

はい。そうすると、漁業者の団体のほうが、客観的に見れば勇み足。

【事務局】

勇み足というか、水産庁とのすり合わせができてなかったのではないかと思います。漁業者自体には、1年経過しても補償金が出るのでいいのですけれども、乗組員が対象外となるという問題が出てきたということで、何が問題かということ減船実施日、先ほど12月1日と言いましたが、それによって減船で下りた船員が条件で、今年の12月1日が減船実施日なので、その日から1週間以内、12月8日までの間に雇止め、雇用を終えた方が対象という立てつけなので、それは東北運輸局ではどうしようもないので、その話は本省に伝えます。

【高橋部会長】

そうですね。

なるべく船主や、離職された船員に不利益が被らないようにしてほしいと要望

があったことを伝えてください。お願いします。

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、次回の船員部会は1月27日金曜日の13時30分からウェブで開催いたします。

◎閉 会